

## II、分譲に関する条件及び手続き

### 分譲手続きの流れ

【R4年度】 10月1日～	①事前相談 (希望者のみ)	電話にて事前予約の上、窓口にて事前相談		
1月16日(月) ～ 1月31日(火)	②申込書提出	<b>【提出書類】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分譲申込書【別紙1】</li> <li>・住民票謄本(世帯全員分)</li> <li>・納税証明書(世帯全員分 非課税者分を除く)</li> <li>・委任状及び申込者の印鑑証明書 ※代理人の場合のみ</li> </ul> <b>【持参書類】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出者の身分証明書(健康保険証、運転免許証など)</li> </ul>		
2月(中旬)		<table border="1"> <tr> <td>抽選会 2月12日(日)</td> <td>抽選区画への申込者は必ず参加 (抽選となる場合のみ開催)</td> </tr> </table>	抽選会 2月12日(日)	抽選区画への申込者は必ず参加 (抽選となる場合のみ開催)
抽選会 2月12日(日)	抽選区画への申込者は必ず参加 (抽選となる場合のみ開催)			
	③購入者決定	町が決定通知、買い受け予約金の納入通知書を送付		
	↓ << 決定通知後2週間以内 >>			
2月(下旬)	④予約金納入	買い受け予納金を納付(50万円)		
	↓ << 予約金の収入確認後 >>			
	⑤契約締結	町が契約書を作成し、契約締結後に土地代金の納入通知書を送付 <b>【提出書類】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地購入者の住民票抄本、印鑑証明書、実印</li> <li>・収入印紙(契約書用)</li> </ul>		
	↓ << 契約締結後6ヶ月以内 >>			
【R5年度】 8月下旬まで	⑥土地代金納入	町が送付した納入通知書により 買い受け予約金を差し引いた残額を一括納入		
	↓ << 土地代金の納入確認後 >>			
	⑦所有権 移転登記	町が所有権移転登記を行う ※所有権移転登記に要する登録免許税等は土地購入者負担		
	↓ << 住宅建築に着手・完成 >>			
【R6年度】 3月末まで	補助申請	石川町子育て・若者住宅取得支援事業補助金の申請		

≪事前相談・各種書類の提出・問い合わせ先≫

〒963-7893 福島県石川郡石川町字長久保185-4

石川町役場 都市建設課 都市整備係(庁舎2階) 電話0247-26-9131